

## 総合リハビリテーションセンター臨床実習への協力のお願い

埼玉県総合リハビリテーションセンターでは、各種医療職等を目指す学生の育成に貢献するための一環とし、下記部署で実習生を受け入れています。

実習受入部署	対象職種
相談部	義肢装具士
歯科診療部	歯科衛生士
リハビリテーション部	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
看護部	看護師
健康増進担当	体育指導員

当センターでは、各部署実習指導者の指導監督のもと、下記の点に十分に配慮しながら、臨床実習を行います。

1. 当センターは、実習生が臨床実習を行うにあたって、事前および実施中も必要な知識と技術を習得した上で、安全性を十分に確保して実習を行います。
2. 皆様は、実習生の臨床実習中に、実習の目的や内容の疑問等に関して実習指導者に直接質問することができます。
3. 皆様は、実習生が臨床実習を開始した後であっても無条件に断ることができます。また、断ったことによって治療上の不利益を受けることはありません。
4. 当センターは、実習生が実習中、および実習終了後も、皆様のプライバシーを保護し、個人的な情報を他へ漏らすことがないよう厳守いたします。

以上、各種医療職等教育の必要性をご理解いただき、学生実習受入れについて、ご同意をお願いいたします。

「同意できない（不同意）」という意思がある場合には、あらかじめお申し出ください。

皆様からの不同意の申し出がない場合には、同意されていると考え、臨床実習（見学等）をすすめていきます（これを包括同意といいます）。

不同意の意思表示をする時は、リハビリテーションセンター職員にお申し出ください。

なお、学生が見学ではなく、治療（訓練）補助等の実務実習を行う場合については、各部署実習指導者が事前に説明を行ったうえで、別途同意書への署名をお願いいたします。